

保険・補償の内容について

対人	1名限度額	無制限（自賠責保険含む）
対物	1事故限度額	無制限（免責額：5万円）
車両	1事故限度額	時価（免責額：マイクロバス、アルミバン及び架装車（福祉車両含まず）10万円、2t以上のトラック、ダブルキャブトラック7万円、その他の車両5万円）
人身傷害	1名につき 3,000万円まで	搭乗者の自動車事故によるケガ（後遺障害を含みます）及び死亡につき、運転者の過失割合に関わらず、損害額を補償いたします（限度額3,000万円：損害認定額認定は保険約款に基づき保険会社が実施）。

免責補償制度（CDW）について

万一事故の際にお客さまにご負担いただく対物・車両補償の免責額のお支払いが免除される制度です。

レンタル料金には含まれません・ご加入に際しては任意加入となります

右記以外のクラス	E・EEクラス以上、RE以上、2t以上のトラック、ダブルキャブトラック、マイクロバス・アルミバン及び架装車（福祉車両含まず）
1,100 円 / 24時間	2,200 円 / 24時間

- ※ 借受期間の途中で加入、解約はできません。
- ※ 借受期間が15日以上1ヵ月以内の場合、15日分の加入料とし、補償は借受期間とします。
- ※ アルミバン、福祉車両のリフト等の架装部分は、車両補償の適用範囲に含まれますが、免責補償制度については対象外となります。
- ※ 一定の条件にあてはまらない場合は、お客さまのご負担となります。
- ※ 表示料金は消費税込みです。

ノンオペレーションチャージ（NOC）について

万一当社の責任によらない事故・盗難・故障・汚損等が発生し、車両の修理・清掃等が必要になった場合、その期間中の「営業補償」の一部として下記金額をご負担いただきます（車内装備の損害、シートの焦げ穴等もNOCの対象となります）。

1.自走可能な状態で予定の営業店に返還された場合	2.その他（左記以外）
20,000 円	50,000 円

※ ノンオペレーションチャージは免責保障制度ご加入の場合でもご負担いただきます。

※ 車両搬送費（当社指定工場まで）の15万円（税込）までは補償の範囲内となり、それを超える部分はお客さまのご負担となります。

レンタカー安心パック（RAP）について

万一事故が起きた場合のNOCのお支払いが免除される制度です。更にパンクが発生した場合、損傷タイヤの修理代またはタイヤ代等が無償となる制度です。

レンタル料金には含まれません・ご加入に際しては任意加入となります

右記以外のクラス ^{*1}	E・EE・RE・ME・ WA・EWAクラス以上
660 円 / 24時間	1,320 円 / 24時間

*1 2t以上のトラック、ダブルキャブトラック、マイクロバス、アルミバン及び架装車（福祉車両を除きます）はご加入できません。

※ 借受期間の途中での加入、解約はできません。

※ 借受期間が15日以上1ヵ月以内の場合、15日分の加入料とし、補償は借受期間とします。

※ レンタカーご出発前に店頭にて加入できるサービスです。詳しくは店頭でご確認ください。

※ 表示料金は消費税込みです。

レンタカー安心パック（RAP）にご加入されると、万一の際に以下のようなサービスが受けられ安心です。

ノンオペレーショ ンチャージ (NOC) 補償サ ービスお支払い免 除 免除	損傷タイヤの修理 代、またはタイヤ 代無償 無償
万一の事故の際にお客さまにご負担いただくNOC（＝営業補償料の2万円または5万円）の「お支払いが免除」されます。	ご契約時に「レンタカー安心パック」にご加入いただきますと、万一のタイヤトラブルにも対応しますので安心です。 ※ 新しいタイヤの購入にあたっては原則、損傷タイヤと同等のものととなります（補償上限額2万円）。

ノンオペレーションチャージ (NOC) 補償サービスお支払い免除	損傷タイヤの修理代、またはタイヤ代無償
	※ お客さまに損傷タイヤの修理代またはタイヤ代を一旦お立替えいただく場合があります。その際、帰着時に領収証と引き換えにご精算いたします。
超過1時間までの延長にかかる料金が無料	ご予約より早く返却された場合の中途解約手数料が無料
渋滞などで出発時の返却予定時間に遅れても大丈夫です！ゆとりをもって安全運転で店舗にご帰着ください。 ※ 1時間を超えるご利用期間の変更がある場合は適用されません。 ※ 但し返却予定時間の1時間前までに連絡が必要です。 ※ 営業時間内の返却に限ります。	借受期間の途中で返却される場合、通常発生する中途解約手数料が無料になります。 ※ 実際のご利用期間が12時間以内の場合は対象外となります。

ロードサービス（レンタル料に含みま

す) について

ロード サービ ス	1. 対応車 両について	全車両
	2. 車両搬 送サービス について	事故等の現場から当社指定工場等までの車両搬送に要する費用について、1事故15万円（税込）を上限に補償します。車両搬送に要する費用が15万円（税込）を超過した場合、超過した費用はお客さまのご負担となります。搬送先は当社の指定する工場先等になります。
	3. 緊急時 応急対応サ ービス	ご契約のクルマが、故障やバッテリー上がり等の車両自体に生じたトラブルにより走行が出来なくなった場合に、30分程度で対応可能な応急対応を行います。但し、サービスが適用されない作業等、又は補償の範囲を超えた部分についてはお客さまのご負担となります。

緊急時応急対応
サービスの内容

バッテリー等

バッテリーのジャンピング

各種バルブ、ヒューズの
取替え

30分程度で可能な応急対
応

冷却水の補充

ガス欠

道路上でガス欠^{*1} になっ
た際の燃料配達サービス
(ガソリンまたは軽油10リッ
トル)

道路上で電欠になった
際、充電可能な場所まで
の搬送サービス

カギ

インロック時のカギ開け
(一般シリンダー錠) ^{*3}

タイヤ

スペアタイヤとの交換作
業



※ スペアタイヤを装備していない
車両が、パンクした際はパンク
修理キットを使用せずに最寄り
のガソリンスタンド等へ車両を
搬送します。その場合の搬送費
は無償です。

脱輪および落輪引き上げ

- 雪道、泥道、砂浜などによるタイヤのスタック（空回り）やスリップなど単に走行が困難な場合については、ロードサービスの対象外です。
- 損傷タイヤの修理代、又はタイヤ代はお客さまのご負担となります。
- タイヤ修理キットを使用された場合、修理キット代はお客さまのご負担となります。

*1 ガス欠とは燃料切れによりエンジンが掛からない状態。

*2 借受人（運転者）が依頼者と確認できた場合のみ対応可能。

*3 レンタカー貸渡証で本人確認が出来る方のみ対応可能。

※ 当社が締結する損害保険の保険約款の免責事項に該当する場合、お客さまのご負担となります。

※ 上記以外のサービスを受けられた場合は現地でのご精算となります。

※ ご利用にあたっては事前に「損保ジャパン 事故・故障受付センター」までご連絡ください。事前のご連絡なく独自に手配されますと、各種の案内や手配を行うことができない場合があります。

※ 上記ロードサービスの一部は当社が締結する損害保険のサービスです。

但し、補償額を越えたもの、免責金額及び保険約款の免責事項に該当する事故、貸渡約款に違反する事故及び使用による損害は、原則お客さまのご負担となります。

保険・補償制度（CDW・RAP含む）が適用できないケース

1 事故時に事故現場より警察及び当社への連絡など所定の手続きが無かった場合。

※相手不明の当て逃げ・車上荒らしによる損害について補償制度の適用を受ける為には、警察への届出が必要です。

2 貸渡約款に違反している場合。

■迷惑（違法）駐車に起因した損害 ■飲酒及び酒気帯び運転 ■薬物使用 ■無断延長 ■契約書記載の借受人、または契約書記載の借受人が認めた副運転者以外の運転 ■又貸し ■無免許運転（運転免許停止期間中や運転できる自動車の種類に違反している場合を含む） ■無断で示談した場合 ■各種テスト・競技に使用し、又は他車のけん引・後押しに使用した場合 ■その他、レンタル約款（貸渡約款）に定める免責事項に該当する事故等

3 当社が締結する損害保険の保険約款の免責事項に該当する場合。

■故意による事故 ■鍵の紛失・破損 ■お客さまの所有、使用、管理する財物の損害 ■地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 等

4 使用、管理上の落ち度があった場合。

■キーをつけたまま、又は施錠しないで駐車し盗難にあった場合 ■使用方法が劣悪なために生じた車体等の損傷や腐食による損害 ■車内装備の汚損 ■装備品の紛失・破損 ■ホイールキャップの紛失等 ■タイヤチェーン・キャリア・チャイルドシートの取付及び、装着不備による損害 ■海岸、河川敷又は林間等車道以外で走行した場合の車両損害（維持・管理された道路以外での事故） ■給油時の燃料種別の間違いにより生じた損害 ■クレーンや高所作業車等の有資格者以外の方の操作により生じた損害 ■クレーン、ダンプ等架装装置の操作、使用および格納不備に起因して生じた損害等

※上記、保険・補償制度が適用されない損害、又補償の限度額を超えた損害については、お客さまの実費負担となります。

事故・故障について

もしも事故・故障が発生したら…

事故の場合	故障の場合
負傷者救護の上、 その場から 警察へ通報し、相手の確認をしてください。	車両に故障や不具合が生じる場合は、直ちに運行を中止してください。

その場から…

損保ジャパン 事故・故障受付センターへ
ご連絡ください。

- ※ 最初に「登録番号（ナンバープレート）」と「出発したレンタカー店舗」をお知らせください。店舗はレンタカー貸渡証の左下または本レンタルガイドの表紙に記載されています。
- ※ 相手のいない単独の事故や「駐車場で隣の車両のドアに接触した」「バックの際、バンパーを縁石で擦ってしまった」等、たとえ小さなキズやヘコミであっても、レンタカーの車両または相手の車両（対象物）が傷ついた場合は、事故手続きが必要になります。
- ※ 警察及び当社への届出など所定の手続きがなかった場合、保険・補償制度が適用されません。
- ※ お客さまからいただいたお電話は、内容を正確に把握するため通話を録音させていただくことがあります。なお、個人情報の取り扱いについては、プライバシーポリシーに従うものといたします。